

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の公告

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第3条の規定により、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧及び意見書の提出について、次のとおり実施する。

平成26年9月19日

指宿広域市町村圏組合  
管理者 豊留 悦男

1 縦覧の場所及び期間等

縦覧の期間	平成26年10月1日（水）～平成26年10月31日（金） （ただし、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	
縦覧の 場所・時間	指宿広域市町村圏組合 事務局	午前9時から午後4時30分 までとする。
	指宿市役所 市民生活部環境政策課	
	指宿市役所 山川支所市民福祉課	
	指宿市役所 開聞支所市民福祉課	
	丈六地区生活改善センター	
	成川区民センター	
	南九州市役所 川辺支所市民生活課	
	南九州市役所 顛娃支所市民課	

## 2 縦覧の手続

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第3条に規定する縦覧申込書による。

## 3 施設の名称，設置場所及び種類

### (1) 施設の名称

指宿広域市町村圏組合 新ごみ処理施設（仮称）

### (2) 設置場所

指宿市十二町地内

### (3) 種類

ごみ処理施設

## 4 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ，不燃ごみ，資源ごみ

## 5 施設の能力

熱回収施設（焼却施設）	54t/16h（27t/16h × 2炉）
リサイクルセンター	3t/5h
ストックヤード	144 m <sup>2</sup> 以上

## 6 実施した生活環境影響調査の項目

### (1) 大気質環境

### (2) 騒音

### (3) 振動

### (4) 悪臭

### (5) 水質

### (6) 景観

## 7 意見書の提出先及び提出期限等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定により，一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は，生活環境の保全上の見地から，次により意見書を提出することができるものとする。

### (1) 意見書の提出先

指宿広域市町村圏組合事務局（〒891-0604 指宿市開聞仙田711番地4）

### (2) 提出期限

平成26年11月14日

### (3) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は，提出期限までに必着とする。）

### (4) 意見書の様式

定めない。

ただし，意見書には，氏名及び住所（法人にあっては，名称，代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地），施設の名称，生活環境の保全上の見地からの意見を記載すること。